

「文化財の保護に関する行政評価・監視」

<ポイント>

(評価・監視結果に基づく通知)

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。本行政評価・監視は、7管区行政評価局及び4行政評価事務所が、平成15年4月から7月にかけて実地に調査した結果等に基づき、文部科学省に対して16年11月1日に通知するものです。

概 略



背景

文化財は国民の貴重な財産。文化財の保存・活用を図り、国民の文化的向上に資すること等を目的に、昭和25年に文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）が制定。保護法により、重要文化財等が指定されている。

[重要文化財等の指定件数（平成16年3月1日現在）]

・重要文化財	12,370件	・重要無形文化財	110件
・重要有形民俗文化財	201件	・重要無形民俗文化財	229件
・史 跡	1,495件	・名 勝	289件
・天然記念物	927件		

最近においては、国宝に指定されている古墳壁画等の劣化等に伴う保存対策の充実強化が求められているなど、重要文化財等の適切な保護が課題

重要文化財等の保護を推進する観点から、指定又は指定の解除に係る状況、管理の状況等を調査
12道府県（*）において、管区行政評価局・行政評価事務所が実地調査

*北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、奈良県、京都府、広島県、福岡県、鹿児島県

主な通知事項

調査の結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を通知

1 重要文化財等の指定等の適切化

指定等の理由を類型化し、文化審議会への諮問対象候補に係る情報提供に関する指針を策定。この指針による地方公共団体から文化庁への候補情報提供の仕組みを設定

2 重要文化財等の管理の適切化

不適切な管理に係る情報を提供するよう地方公共団体に要請。この情報に基づき厳正な措置の実施

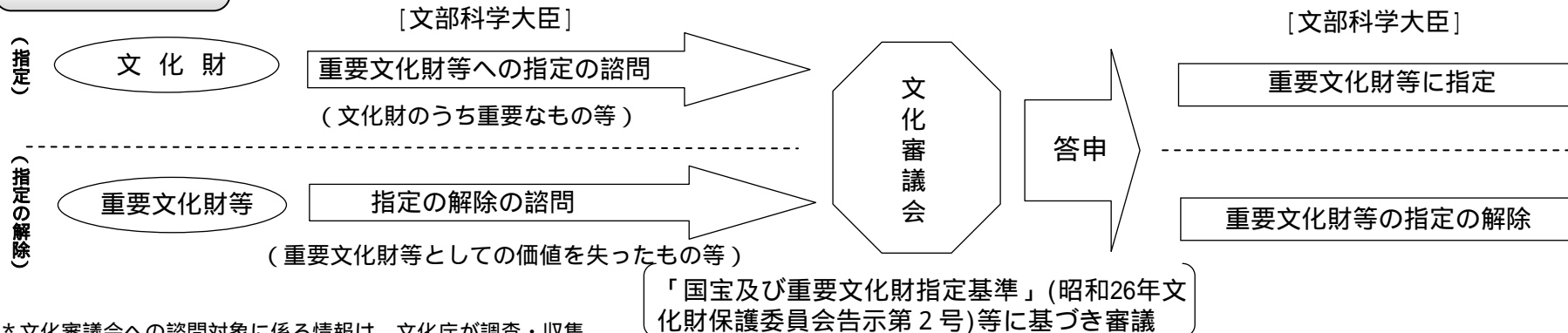
通 知 先：
文部科学省

通 知 日：
平成16年11月1日

通知事項 重要文化財等の指定等の適切化



制度・仕組み



*文化審議会への諮問対象に係る情報は、文化庁が調査・収集

現状・実態

文化審議会への諮問対象候補の選考

各種学会の研究成果、国庫補助を受けて地方公共団体が実施する文化財の調査結果等の情報により行われているが、独自に地方公共団体から候補に係る情報を提供できる仕組みなし。

重要文化財等の指定又は指定の解除の理由を整理し類型化することにより、指定又は指定の解除の候補に係る情報提供に関する指針を策定し、これを地方公共団体に示すことが有効であると考えられるが、その指針が策定されていない。

文化財の保存及び活用に関し、地方公共団体から文化庁に対する意見具申制度（保護法第104条）があるが、指定又は指定の解除の候補に係る情報の提供については、同制度の活用が図られていない。

文化財の中には、類型化した指定の理由に相当する可能性があると考えられるものあり
また、史跡名勝天然記念物の中には、整理した解除の理由に該当すると考えられるものあり

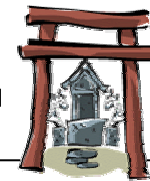
平成11年5月から16年1月までに指定された337件の指定の理由を類型化
調査した文化財の中で、重要文化財等に指定されていないが、この類型に相当する可能性があると考えられるもの・・・7件
平成11年5月から16年1月までに指定が解除された5件の解除の理由を整理
調査した史跡名勝天然記念物の中には、この理由に該当すると考えられるもの・・・7件

通知要旨

重要文化財等の指定又は指定の解除の理由を整理し類型化することにより、各々の文化財の特性に対応した重要文化財等の指定又は指定の解除に係る文化審議会への諮問対象候補に係る情報の提供に関する指針を策定し、これを関係者に周知徹底すること

地方公共団体から文化庁に対する意見具申制度の枠組みの中に、同指針による指定又は指定の解除の候補に係る情報を提供できる仕組みを設け、これを関係者に周知徹底すること

通知事項 重要文化財等の管理の適切化



制度・仕組み

文化庁の権限

重要文化財等の現状又は管理、修理・復旧若しくは環境保全の状況について、所有者等から報告を徴収（保護法第54条、第82条）
所有者等に対する管理、修理・復旧に関する指示、命令、勧告

（保護法第30条、第36条第1項、第37条第1項、第76条第1項等）

都道府県教育委員会等の事務

現状変更等の許可を行った重要文化財等の現状又は管理、修理・復旧若しくは環境保全の状況について、所有者等から報告を徴収（保護法第54条 施行令第5条第3項、保護法第82条 施行令第5条第4項）
（法定受託事務）
文化財について、随時、巡視、所有者等に対し保護に関する指導や助言等を行う文化財保護指導委員を置くことができる。（保護法第105条の2）

同委員を設置している都道府県教育委員会等に対し国庫補助

所有者等の責務

適切な管理、現状変更等の許可の申請、所有者の変更、所在の変更等に係る届出

（保護法第31条第1項、第32条第1項、第34条等）

現状・実態

文化庁による重要文化財等の管理状況の把握

重要文化財等の管理が適切に行われていない状況の把握が不十分

都道府県教育委員会等の中には文化財保護指導委員を設置しているものがあるが、文化庁は、都道府県教育委員会等に対し、重要文化財等の管理状況について積極的に情報収集を行うこと、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することについての要請が不徹底

重要文化財等の中には、適切に管理されていないものあり

重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物は、全国で約1万5千件。12道府県所在のものは6,510件

このうち、862件を抽出調査。適切に管理されていないもの・・・計 68件

- ・無許可の現状変更等、現状変更等の許可条件が遵守されていない工事等、維持管理が不適切なことにより一部が毀損、破損しているもの
 ・・・・重要文化財又は史跡名勝天然記念物 14件
- ・消防法に基づく、自動火災報知設備等が未設置のもの・・・重要文化財の建造物 10件
- ・無許可で現状変更等を行っているが毀損、破損には至っていないもの
 ・・・・史跡又は名勝 4件
- ・標識や境界標等が未設置のもの・・・史跡名勝天然記念物 28件
- ・所在が不明なもの・・・重要文化財 12件

通知要旨

重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供しよう、都道府県教育委員会等に対し、要請を徹底すること

同情報に基づき、管理に関し必要な指示等を行い、所有者等がこの指示に従わず、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告を行うなど、厳正な措置を講ずること

[本件連絡先]

総務省行政評価局 総務課地方業務室

室長：石川信義（内線：2421）

補佐：川口平（内線：2422）

担当：安楽宗二（内線：2465）

電話（直通） 03 - 5253 - 5416

（代表） 03 - 5253 - 5111

ファクシミリ 03 - 5253 - 5418